

(別添)

普通財産貸付申請に関する使用計画書

1 申請人及び連絡責任者

- (1) 申請人
- (2) 連絡責任者氏名
- (3) 連絡責任者連絡先

2 貸付けを申請する財産の表示

伊東市 面積 m²

3 使用目的

(1) 駐車場として使用

()で開催される
()のための参加者駐車場
駐車予定台数()台

(2) 催事等の会場として使用 (詳細を記入してください。)

()

参加者()名

(3) その他使用 (詳細を記入してください。)

()

※ 添付書類 (図面、写真等)

4 普通財産貸付申請に当たる確認項目

普通財産貸付申請に当たり、遵守する下記内容を確認いただきチェックをつけて提出してください。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業には該当しません。
- 伊東市暴力団排除条例（平成24年伊東市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体又は貸付けを受けようとする団体の代表者等（役員又は経営に事実上参加している者をいう。）が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等に該当しません。
- 振動、騒音及び悪臭が著しく発生するような使用はしません。
- 使用により市又は他人に損害を与えたときは、全責任をもって損害賠償します。
- 他に転貸したり、申請した使用目的以外の用途に供したりしません。
- 市長の承諾を受けずに原状を変更しません。
- 貸付の期間内において、当該物件の適正な管理に努めます。
- 貸付承諾を受けた場合、その使用料を直ちに納入すると共に、申請人都合による使用取消しの場合には還付できないことを承知します。
- 以下に該当する場合、この承諾を取り消される場合があることを承知します。
 - ア 国、他の地方公共団体、その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する必要が生じたとき。
 - イ その他貸付条件に違反する行為があると認めるとき。
- 貸付承諾を取り消されたときは、直ちに原状回復し市長に貸付物件を返還します。
- 貸付条件に違反したことにより貸付承諾が取り消された場合においては、申請人に損害が生じてもその補償を求めません。
- 貸付物件の使用中に要する一切の経費は申請人が負担します。

普通財産の貸付に当たっては、上記確認項目を遵守し、良好な管理に努めます。

令和 年 月 日

住所
申請人
氏名